

(別紙4)〈自己評価結果公表様式例〉

8 自己評価結果の公表事項

①民間あっせん機関名

札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル

②評価対象期間

令和 6年 6月 1日 ~ 令和 6年 7月 31日

③自己評価結果

別紙のとおり。

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
(例)	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	b	基本方針は、パンフレット・ホームページに掲載し、職員研修で周知している。
	<input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	<input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。		
No.1	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	○基本方針は、生母・養親パンフレット・ホームページ・業務方法書に明文化されている ○業務方法書は関連部署に置かれ、誰でも見れる状態になっている。 ○年度初め新人オリエンテーションで周知している
	<input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	<input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。		
No.2	I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	a	○1年後とに事業計画を立てており、必要に応じてカンファレンスを開催し計画の策定がなされている。また年2回自己評価シートを元に職員の面談を行い、現状分析に努めている。 ○赤字を出すこと無く透明性のある経営に努めている
	<input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。		
	<input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。		
	<input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。		
No.3	I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a	○月1回相談室ミーティングを開催し、事業計画の実施状況の把握、評価見直しを組織的に行っている。 ○業務方法書P3(2)に評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行うとある
	<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	<input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
No.4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	a	○事業計画はホームページ、生母・養親パンフレットに掲載され、職員のみならず生みの親や養親希望者の目にも触れるようになっている。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。		
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	○自己評価を行い、第三者評価を受審し、分析結果を踏まえ質の向上に向けた取組みをしている。 ○これまではあっせん時の生母、養親へのアンケートは行っていないが、養親研修・交流会ではアンケートを実施し、質の向上に向け振り返りを行っている。 ○今後、あっせん委託時に生母、養親に対してアンケートを実施する準備をしている。
	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。		
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。 <input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。		
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	○これまでの評価に基づき、苦情受付の見直しや取り組むべき課題を明確にし、改善策を実施。 ○前回の評価をもとに業務方法書を見直し、改訂に努めた。
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。		
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。		
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	○業務方法書P4-3 ○日々の業務の中で、あっせん責任者との意見交換や相談がしやすい環境にある。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。		
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	○遵守すべき法令等を理解し、厚労省あっせん責任者研修に参加。職員も参加させている。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。		
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	○あっせん責任者を中心に審議委員会、母と子委員会等を開催し、支援方針や事例検討を行っている。 ○保健センター、児相、他院等との連携は、医療福祉相談室が窓口となって行っている。 ○公認心理師が常勤しており、相談支援の質向上に力を入れている。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。		
No.10	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	a	○必要な人材の確保、育成については業務方法書に明記されている。基本方針や事業計画に基づき職員育成計画が策定されている。 ○職員育成計画については年間目標をたて、年2回個人面談を行いながら育成に取り組んでいる。
	<input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。 <input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)		
No.11	II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	○定期的にカンファレンスを実施、カンファレンス以外でもいつでも相談できる環境を整えている。 ○困難事例に対してはチーム制をとり、個人負担を軽減。その都度あっせん責任者や役職者に相談しやすい環境が整っている。
	<input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。		

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.12	II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	<p>○あっせん法を順守し、実費のみ徴収。用途不明金なし。 ○業務方法書P8(9) ○毎年度末ごとに、徴収した手数料等は事業報告書として札幌市へ報告している。</p>
	<input type="checkbox"/> 金額の根拠や用途が不明な費用を実費として徴収していない。 ※法定事項 <input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。 <input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。 <input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等) <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等) <input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項		
No.13	II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	<p>○手数料表を使用して説明。領収書発行。 ○手数料表、別表はHPで公表している。 ○会計記録はケースごとに管理し耐火金庫に保管。</p>
	<input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や用途を明らかにしている。※法定事項 <input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や用途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。 <input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)		
No.14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	a	<p>○業務方法書P8。手数料表、別表は生母・養親に配布している。 ○運営の透明性を確保するため、手数料算定基準、その他養子縁組あっせんに係る業務に関する事項をHPへ公表。またあっせんに中止した場合の取扱いについて説明を行っている。 ○自己評価、第三者評価の結果をHPで公表している</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項 <input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんに中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項		
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	<p>○業務方法書P9。 ○連携一覧を作成し活用。養親希望者や養親に対して必要に応じて児相、保健センターと連携し、社会資源について情報提供を行っている。</p>
	<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。 <input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項		
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	<p>○当事者同意の元、関係機関(児相、保健センター、精神科等)と連携し情報共有し支援体制を構築している。 ○業務方法書P9(10)</p>
	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。		

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.17	<p>Ⅲ-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	a	<p>○生母との面接を適切に実施、情報収集し養育力・養育環境等のアセスメントを行っている。</p> <p>○経済的な問題の解決策や子育て支援について十分な説明を行い、地域と連携しながら支援している。</p> <p>○業務方法書P10</p>
No.18	<p>Ⅲ-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>○行政とも連携し、適切な情報を提供するよう努めている。</p> <p>業務方法書10P。</p> <p>○養親候補者には、生母の同意を得る前に打診は行わない。</p>
No.19	<p>Ⅲ-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表明しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>○生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、養子縁組の制度や手続き等について、丁寧な説明と理解の確認を行っている。</p> <p>○業務方法書P10、11</p> <p>○出産後、意志が変わる可能性を考慮し、思いを丁寧に聞き取り支援している。</p>
No.20	<p>Ⅲ-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	a	<p>○養親希望者には面談の中で十分な情報提供を行い、理解力等含め養育能力の適正を協議し、登録を行っている。</p> <p>○養子縁組関連資料を用いて説明している。</p> <p>○理解度に関しては書類選考、一次面接、家庭訪問、二次面接で確認。理解力が不十分な者は登録不可としている。</p>
No.21	<p>Ⅲ-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にやっている。</p>	a	<p>○家庭訪問ではすべての同居家族とも面談。</p> <p>○家庭訪問では安全に養育できる環境においても十分確認し、適宜指導している。</p>

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	○多職種が専門的知識および技術に基づきアセスメント・検討を行う等、適切な手続きによりマッチングを行っている。 ○業務方法書P14～15⑤
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。		
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	-	国際養子縁組は行っていない
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項		
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	-	国際養子縁組は行っていない
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。		
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	○出生後、実親が退院するまでは当院の病室において可能な限り実親が児童の育児を行っている。実親と児童が同室していない場合は、当院新生児室にて預かっている。実親の退院後、養親候補者が児童の養育を開始留守までの間、当院新生児室にて養育を行っている。業務方法書P15⑦
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 <input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。		
No.26	III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	○養育開始時に家庭訪問実施 ○児童及び養親の居住を管轄する都道府県に養育を開始した1か月以内に同居児童の届け出を行うよう説明。また当院は養親の居住する母子保健担当課や児童相談所とも連携をとっている。 ○業務方法書P15⑧⑨
	<input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。		
No.27	III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	○養親による養育が開始された後、養親が安心して児童を養育することができるよう、電話・メール・訪問等による相談に随時応じ、相談支援を提供。 ○健診、予防接種で発達発育フォロー。 ○業務方法書P16⑩、様式24-1
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。		

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.28	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	○申立て手続きについて情報提供、指導を行っている
	□ 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。		
No.29	III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	○これまで中止ケースは発生していない ○中止の場合の手順は業務方法書P16⑩
	□ 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。 □ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 □ 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項		
No.30	III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	a	○No. 29に同じ
	□ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。 □ 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどには行っていない。 □ 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。 □ 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。		
No.31	III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	○1か月健診・予防接種フォロー、養親会への参加促し、あんさん協関連施設と連携。 ○養親の居住地の保健センターや児相と連携、情報共有 ○業務方法書P16⑪
	□ 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 □ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。 □ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 □ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。		
No.32	III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	a	○家庭訪問や面談、育児報告、メール等によりいつでも相談ができる体制をとっている。出自に関する情報が知りたい時は、児の発達や年齢を踏まえ伝え方についてアドバイスしている。 ○業務方法書P16～17
	□ 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。 □ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。 □ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。 □ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。 □ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。		
No.33	III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	○産後はホルモンバランスの変化に加え、喪失感が募るので適宜カウンセリングや精神科受診に繋げている。 ○産後の生活立て直し、就労について支援が必要な場合は関係機関と連携フォロー。 ○業務方法書P17⑫
	□ 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 □ 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。 □ 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。 □ 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 □ 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。		

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.34	<p>III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	a	<p>○養子縁組の手続として、養親候補者を対象とした書類の一覧表を作成。相談支援の手順や方法など必要な事項について、生みの親・養親希望者に十分な説明を行っている。</p> <p>○支援の質が異ならないよう業務方法書を遵守</p>
No.35	<p>III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	b	<p>○あんさん協議を通じて検証、見直ししているが見直しが必要になった場合の定めはない。</p> <p>○2024年4月業務方法書改訂</p>
No.36	<p>III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>○養親希望者は児相の里親研修にて座学(小児発達、生母理解等)及び乳児院実習を受講のうえ審査を経て養親登録される。更にあんさん協の評価基準にのっとり候補者を選定。</p> <p>○業務方法書P12～14</p>
No.37	<p>III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>○自前のプログラムは無いため児相の里親研修受講を必須としている。面談等で理解が不足している内容や育児技術に関しては個別に研修を実施。</p> <p>○委託待機期間中や養親教育入院での育児手技指導実施。</p>
No.38	<p>III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>○ケースごとにファイリングし耐火金庫で永年保管。</p> <p>○あっせん事業に携わるスタッフのみ閲覧可能としている</p> <p>○業務方法書P18③</p>
No.39	<p>III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	a	<p>○永続的な保管、不慮の災害等による消失に備え、耐火金庫に保管している</p> <p>○ケース記録の保管に関する規定あり</p>

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.40	III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○病院として個人情報保護規定に則った同意書を職員から取得、遵守に努めている。 ○産みの親からは、子どもの出自の問合せの際の開示について同意を得ている。 ○相談支援記録の閲覧は相談業務に携わる職員のみ限定している ○業務方法書P18～19
	<input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。		
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
No.41	III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決規定あり。パンフレット、HPIにて周知 ○仕組みまでは提示していない
	<input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。		
No.42	III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○院内に相談室を設置し直通ダイヤルで電話とメール相談に対応。プライバシーに配慮し来院患者と別の出入り口を利用できるよう案内。 ○委託後の家族には養親会への参加を勧め交流を促進している。養親会後アンケート実施し企画に反映している。 ○業務方法書P19④
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。		
	<input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 <input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。		
No.43	III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情相談窓口の案内(パンフレット、HP)、速やかに対応する仕組みがある ○これまでのところ苦情なし ○業務方法書P19④、苦情解決に関する規定あり
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。		
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。		
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
	<input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見を述べにくくなるような言動を行っていない。		
No.44	III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○業務方法書、特別養子縁組事業の事故対応マニュアルあり
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。		